### 令和5年3月10日 医道審議会保健師助産師看護師分科会

医政局看護課

#### ■日時

令和5年3月10日(金)10:00~11:20

### ■場所

厚生労働省専用15会議室

# ■出席者

板倉委員、釜萢委員、\*萱間委員、河嶋委員、岸委員、國土委員、高田委員、樋口委員、 福井委員、宮﨑委員、百枝委員、山内委員、山田委員、山本委員

(敬称略、五十音順、\*は分科会長)

(欠席:井川委員、錦織委員)

## ■議題

- 1. 第109回保健師国家試験、第106回助産師国家試験及び第112回看護師国家試験の合 否決定について
- 2. 看護師養成所2年課程(通信制)の入学要件見直しについて
- 3. その他

### ■議事

第109回保健師国家試験、第106回助産師国家試験及び第112回看護師国家試験の合格基準が決定された。

(非公開審議)

○萱間分科会長 それでは、時間になりましたので、2つ目の議事に移ります。「看護師養成所2年課程(通信制)の入学要件見直しについて」です。

事務局から御説明をお願いします。

○初村課長補佐 事務局でございます。

それでは、資料4をお手元に御用意いただければと思います。資料4について御説明を させていただきます。看護師養成所2年課程(通信制)の入学要件の見直しについてです。

この件につきましては、前回、令和4年11月28日の保健師助産師看護師分科会におきまして、看護師養成所2年課程(通信制)の入学要件として、就業経験年数をどのように考えるかということで、委員の皆様から御意見をいただいたところです。

1にあります「前回の主なご意見」というところですけれども、その際には、学生の能力を就業経験年数で比較することは難しい。また、11月28日時点では、それを5年に短縮

してよいかどうか判断できる資料がないといった御意見がございました。

また、就業経験年数と業務内容を詳細に確認する必要があるだろうといった御意見とか、経験を積んだ場が異なれば、入学要件を厳格化したとしても、そういった経験の差は埋まらないということではないかと。また、そうなってくると臨地実習を充実する必要があるのではないかといった御意見とか、あとは仮に就学経験年数を短縮するとしても、看護の質の低下につながらないような教育体制を検討する必要があるといった御意見をいただきました。

こういった御意見を踏まえますと、学生側の要素、それから教育提供体制、内容とか環境といった側面がありますけれども、大きく言いますと、論点としては2年課程(通信制)での教育において必要な要件とは何かということではないかと考えております。

こういった論点を踏まえまして、事務局としましては3にあります「対応案」といたしまして、前回の委員の先生方の御意見にもありましたように、就業経験年数による看護実践能力の差を明確にすることについては限界もあるというようなことも視野に入れつつ、2年課程(通信制)に関する例えば教育の現状、それから質を担保するための教育内容、教育方法といったことについて、もう一度研究をさせていただきまして、その研究結果も踏まえて、再度この分科会で検討していただくということではどうかと考えております。

そこで4番目「今後のスケジュール(案)」でございますけれども、まずは次年度、そういった追加の研究をさせていただきまして、令和5年度末から令和6年度にかけまして、同じくこの医道審議会保健師助産師看護師分科会におきまして御審議をいただきたいと考えております。

よろしくお願いいたします。

○萱間分科会長 ただいまの御説明について、何か質問等はございますでしょうか。よろ しいでしょうか。

ありがとうございます。

それでは、続いて議事3に移ります。「地方分権改革の提案を踏まえた准看護師試験告示の公報について」、事務局から説明をお願いいたします。

○初村課長補佐 それでは、資料 5 をお手元にお願いいたします。地方分権改革の提案を 踏まえた准看護師試験告示の公報についてです。

これは令和4年地方分権改革に関する提案が届きましたので、これについてお諮りをするものです。

神奈川県等から、准看護師試験の告示の規定に係る御提案をいただいております。裏面の参考資料を御覧いただければと思いますけれども、准看護師の試験につきましては、保健師助産師看護師法施行規則という省令の中の第19条で、准看護師試験を施行する場所及び期日及び受験願書の提出期限は、あらかじめ都道府県の公報で告示しなければならないと決められております。

提案の内容なのですけれども、この第19条の内容につきまして、公報でと限定をされて

いるのですけれども、時代の流れの中で、やはり都道府県におきましてはインターネットの普及に伴ってホームページ等を使っていろいろな公表、周知をしているところです。公報とインターネットでの周知というような事務の二重負担も生じているところでありますので、都道府県の判断でインターネットも含む適切な方法でそういった告示、周知ができるようにしてほしいといったような提案でした。

対応方針といたしまして、この准看護師試験の施行場所等の告示、施行規則の第19条については、医道審議会保健師助産師看護師分科会での議論も踏まえつつ、都道府県の判断で、公報のほかインターネットの利用、その他の適切な方法でできるようになるような可否について検討することと令和4年12月20日に閣議決定をされております。

これを受けまして、厚生労働省としましては、この地方自治の提案を受け入れまして、保健師助産師看護師法施行規則第19条の条文を改正して、都道府県の責任と判断の下に、インターネットを含む適切な方法で周知、告示ができるようにしてはどうかと考えております。

どうぞよろしくお願いいたします。

○萱間分科会長 ありがとうございます。 ただいまの御説明について、何か御質問、御意見はございますでしょうか。 板倉委員、お願いいたします。

○板倉委員 板倉です。

時代の流れとしては、やはりこういう方法も仕方がないといいましょうか、そういう方向が望ましいと思うのですけれども、1点だけ気になったのが、公報した内容の保存なのです。官報というのはずっと保存できるものとして、縦書きのものが古いものまでずっと残っているわけですけれども、インターネット等にすると、今回公示した内容が、その後更新されるとそれが消えてしまう。そこが各都道府県としては記録を残すような形を何らか指示、指導できればいいなと考えたのですけれども、いかがでしょうか。

○萱間分科会長 ありがとうございます。

記録をどうアーカイブ化するかということですね。それについて何かありますでしょうか。

○習田看護課長 御指摘ありがとうございます。

今おっしゃっていただいたように、保存という意味ではインターネットですと情報が留まらないというところもありますので、どういったことで適切な保存ができるのかどうかということも含めて、検討していきたいと思います。

○萱間分科会長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

釜萢先生、お願いします。

○釜萢委員 釜萢です。

確認ですけれども、今回の御提案は、都道府県の公報での告示というのは従来どおり行

われて、さらにそれとともにホームページ等にインターネットで確認ができるものが出る ということでよろしいでしょうか。それとも、もう公報の告示はなくなってしまうという ことでしょうか。

○習田看護課長 ありがとうございます。

現時点では、公報かインターネットかその他の方法を選べるということで考えておりましたので、都道府県によっては公報をしないでインターネットのみになるところも含んでおります。

○釜萢委員 分かりました。

そうすると、板倉先生の御指摘のような問題をしっかりしておく必要がありますね。

○萱間分科会長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

そういたしましたら、今の記録等の問題を含めて御検討いただくということでお願いしたいと思います。

百枝委員、お願いします。

- ○百枝委員 先ほど議事2のところで、質問だけだと思って口を挟むタイミングが遅れて しまったのですけれども、戻ってよろしいですか。
- ○萱間分科会長 お願いいたします。
- ○百枝委員 質問として、今後のスケジュールの追加研究を1年間でやって、何らかのアウトカムを出されると思うのですけれども、大体今どのような研究を考えておられるのか、分かれば教えていただきたいのです。
- ○初村課長補佐 厚生労働科学研究の中で実施したいと思っているのですけれども、先ほど申し上げたとおり、まず2年課程の中で現状はどういった教育が行われているのかをきちんと確認した上で、例えば教育内容として何か追加すべきようなことがあるのかとか、より効果的な方法や実習の代替になるようなものがあるのかどうかというところも含めまして、そういった教育の方法とか、また今、専任教員の養成講習会をしておりますけれども、通信制に特化した研修内容にはなっておりませんので、特に通信制に関わるような先生たちに対する研修の内容が何かあるのではないかというような観点で、少し研究を設計してやっていきたいと思っております。
- ○百枝委員 今の研究の内容だと、短縮しても大丈夫かどうかという根拠になりにくいかもしれないなと思うのです。教育方法に関して検討する資料にはなるのですけれども、短縮した場合のデメリットに関して、大丈夫だという証拠、エビデンスになるような指標が何か出るのでしょうか。
- ○初村課長補佐 そういった指標を何か出せればいいと思うのですけれども、これまでの研究の中でそれを明確に出すというところには限界があるということもありまして、そうだとするならば、より充実をさせていって、これだったならば多少短縮をしても大丈夫だ、やはり短縮は難しいとなるのかというところも含めて、もう少しいろいろな材料を整えた

上で、もう一度先生方にお諮りをさせていただきたいなと思っているところです。

ただ、例えばこういったような調査をしたほうがいいとか、むしろそういった御意見をいただければ、そこを含めた調査研究を設計したいと思いますので、ぜひ先生方からもそういった知見をお貸しいただければ非常にありがたいと思っております。

- ○萱間分科会長 福井委員、お願いいたします。
- ○福井委員 重ねての質問といいますか意見になりますが、前回の論点は、通信課程入学要件の年数だったと思います。准看護師経験年数なのか、就業した時間なのか、就業場所による経験内容なのかという議論があったと思います。ただいまの説明は、入学要件設定が難しいため、教育内容を充実させていくための調査にしたいという説明だったと理解しました。教育内容を充実させることを目的とした教育内容を検討するための調査ですと、論点である入学要件の経験年数について議論ができないと思います。今回の調査を行うにあたって、職能団体としても調査に入れていただきたい項目を提案させていただきたいと思います。通信課程入学者の背景、特に就業年数や就業時間、就業内容について実態が把握できるような調査内容にしていただきたいと思います。

よろしくお願いいたします。

○初村課長補佐 ありがとうございます。

そこは調査とかをするときにはきちんと入れていきたいと思います。

○萱間分科会長 単年度の調査ということで考えていらっしゃると、このスケジュールから思うのですけれども、去年の11月のときにもたくさんの視点が出ていて、それをきちんと入れた形にする最初の研究計画がとても重要と思いますので、引き続き御意見をいただきながら、よろしくお願いしたいと思います。

この件についてよろしいでしょうか。

ほかにございますでしょうか。大丈夫でしょうか。

ありがとうございました。それでは、本日の会議を終了いたします。長時間にわたり御 審議いただきまして、ありがとうございました。大変お疲れさまでした。